

へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

- 一 題名を「化製場等に関する法律」に改めること。
- 二 本則中において用いられている「へい獣」、「へい獣取扱場」及び「へい獣処理場」という用語を改正すること。
- 三 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 四 その他所要の規定の整備を行うこと。